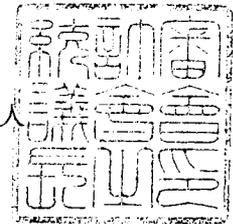


統 審 議 第 7 号
平成18年7月14日

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人



諮問第309号の答申
特定サービス産業実態調査の改正について

経済産業省は、平成18年に実施を予定している特定サービス産業実態調査（指定統計第113号を作成するための調査）について、行政施策に反映させる観点からサービス産業を包括的にとらえる統計整備が求められていることを踏まえ、調査対象の変更、調査事項・調査票様式の変更、標本調査の導入等を行うことにより、これまで行われてきた業種の特性及び実態の把握を行う調査から、我が国のサービス産業のうち特定分野における産業の実態を包括的に把握する調査に改めることを計画している。

また、本調査の母集団情報については、これまで利用してきた名簿では十分な把握を行うことができていない状況を踏まえ、よりの確に調査対象を把握することが可能と考えられる事業所・企業統計調査名簿を利用することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、調査結果の利活用の促進、報告者負担の軽減等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

経済産業省は、特定サービス産業実態調査（以下「本調査」という。）について、行政施策に反映させる観点からサービス産業を包括的にとらえる統計整備が求められていることに対応して、これまで行われてきた業種の特性及び実態の把握を行う調査から、我が国のサービス産業のうち特定分野における産業の実態を包括的に把握する調査に改めることを計画している。具体的には、調査名簿と調査対象業種の変更、標本調査の導入、調査手法の見直し（郵送調査の拡大）、調査事項の見直し及び調査票様式の共通化を行うこととしている。

これらの改正計画のうち、特に調査事項の見直しに関連して、審議において以下の意見が出された。

- ① 業種横断的に比較が可能となるよう、業種共通の調査事項を設定する場合においても、個々の業種が有する特性等について一定程度把握しておくことが必

要である。

- ② サービス産業における業種共通の調査事項と業種に固有な調査事項との関連について整理を行い、改正計画と本調査の目的との関係を明確にする必要がある。

経済産業省は、審議におけるこれらの意見等を踏まえ、改正計画を修正することとし、以下の点を主な内容とする計画（修正計画）に改めることとしている。

- ① 母集団情報について、統計の精度向上を図るため、従来の業界団体名簿を事業所・企業統計調査名簿に変更する。
- ② 調査対象業種の産業分類レベルについて、母集団情報である事業所・企業統計調査名簿との整合性を勘案し、日本標準産業分類の小分類レベルに統一する。
- ③ 調査周期について、従来は一部業種のみ毎年実施、他は3年周期としていたものを毎年調査とする。
- ④ 調査対象業種について、これまでの実績を踏まえ、ビジネス支援産業のうちの産業小分類の7業種を対象とする。
- ⑤ 調査事項及び調査票様式について、上記の7業種に共通の調査事項と業種固有の業務内容に関する調査事項を設定し、三つの調査票で行う。

以下、この修正計画に基づき、審議結果を整理すると次のとおりである。

(1) 母集団情報の変更

母集団情報については、これまで、特定の事業を営むすべての事業所を対象とするアクティビティ調査として位置づけ、業界団体名簿を利用していたが、近年、サービス部門の分社化等の動きを背景として事業所数が増大しているにもかかわらず、これらの新規事業所は業界団体への加入に必ずしも積極的ではないこと等から、業界団体名簿における的確な対象把握が年々困難になっていることを踏まえ、今回、事業所・企業統計調査名簿を母集団情報とすることに変更する計画である。

これについては、現行の母集団情報に比し、調査対象事業所のよりの確かな把握が可能となり、本調査結果の精度向上が見込まれることからおおむね適当である。

(2) 調査対象業種の産業分類レベルの統一

調査対象業種の産業分類レベルについては、これまで、主として経済産業省の個別行政ニーズに資する観点から、個別業種の育成・振興施策等に対応するという考え方の下で選定されてきたため、日本標準産業分類の中分類、小分類及び細分類のほか、特掲されていない業種についても対象とするなど様々であった。このため、事業所・企業統計調査名簿との整合性を勘案して、小分類レベルに統一する計画である。

これについては、業種間比較の向上が見込まれるとともに、SNA関連統計の基礎資料の整備にも資することから適当である。

(3) 調査周期・調査対象業種の変更

調査対象業種について、平成12年調査からは、一部の毎年調査業種を除き、原

則3年周期のローテーションで調査してきたが、個別業種毎の経年推移を把握する観点から、今後は調査対象業種について毎年調査を行う計画である。

また、調査対象業種については、事業所・企業統計調査名簿の産業格付けとの整合性を勘案した上で、行政施策上の必要性、一般ユーザーの統計利用等を考慮し、これまでの実績を踏まえ、ビジネス支援産業のうちの産業小分類の7業種を対象とする計画である。

これにより、調査結果に基づいて個別業種毎に経年変化の把握が可能となること、また、SNA関連統計の基礎資料の整備にも資するものと考えられることから、毎年調査を行うことについては適当である。

他方、今回調査において調査対象業種を上記の7業種に限ることについては、母集団情報の変更等に伴う調査対象事業所数の増大や今回調査の実査体制を踏まえると、やむを得ないものとする。

(4) 調査事項、調査票様式

調査事項については、調査対象業種の産業分類レベルを日本標準産業分類の小分類レベルに統一することに伴い、小分類レベルの主たる業務の売上高及び主たる業務の業務種類別割合等を把握することを計画している。

これについては、調査周期の毎年化及び調査対象業種の変更を行った上で、産業の実態を把握しようとするものであり、次回調査に向けて検討を要する事項があるものの、修正計画はやむを得ないものとする。

また、調査票については、日本標準産業分類の中分類レベルに集約した3調査票により実施する計画である。

これについては、類似する小分類業種を統合した調査票とすることにより、実査体制等を考慮し、調査の効率的実施に資するものであり、適当である。

(5) 集計様式・公表

集計事項については、母集団情報の変更、調査対象業種の日本標準産業分類の小分類レベルへの統一化等に伴い、集計様式を変更することを計画している。

これについては、今回の母集団情報の変更に伴い、作成される統計はアクティビティベースから主業ベースに変更されることとなり、これまでの統計調査の結果とのデータの時系列比較は困難となる。このことについてはやむを得ないが、本調査結果の利用者が多岐にわたることや統計調査の継続性にかんがみ、結果公表とは別に少なくとも前年調査結果との変化率等を明らかにする集計を行い、本調査結果の公表とあわせて、当該参考情報も公表する必要がある。

また、本調査については、利用者の利便性を踏まえ、結果の公表を行うに当たって、調査の回収率を明示する必要がある。

2 今後の課題

(1) 平成19年の調査計画について

本調査の今回の修正計画により、母集団情報の変更、調査対象業種の日本標準産業分類の小分類レベルへの統一等が行われることにより、調査対象のよりの確な把握と調査結果の比較の向上が図られることになるが、さらに、本調査の有用

性を高め、統計需要への的確な対応と調査の効率的な実施を確保するため、調査事項及び調査対象業種の在り方、調査対象事業所の実査可能性等について、次回調査に向けて検討する必要がある。

特に、有形固定資産取得額及び各業種に固有の部門別従業者数の把握の在り方等について、有識者等の意見を聴取しつつ、次回調査に向けて検討する必要がある。

(2) 調査結果の集計・公表について

本調査の集計・公表については、利用者が多岐にわたることを考慮し、利用者が時系列比較、業種間比較等の結果利用を行えるよう、より適切な集計・公表等の在り方について、次回調査までに検討する必要がある。

(3) 平成20年以降の本調査の在り方等について

本調査の平成20年以降の在り方については、サービス業全体における動態統計と構造統計の整備が政府の課題とされていること、本調査の結果を母集団情報とする特定サービス産業動態統計調査（統計報告の徴集）との関係整理を行う必要があることなどから、政府の取組状況を踏まえつつ、特定サービス産業動態統計調査等との関係を含め、検討を進める必要がある。